

# 御宿都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成28年5月27日

千葉県

御宿都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

## 目 次

1. 都市計画の目標	1
1) 都市づくりの基本理念	1
① 千葉県の基本理念	1
② 本区域の基本理念	2
2) 地域毎の市街地像	3
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	4
1) 区域区分の決定の有無	4
3. 主要な都市計画の決定の方針	5
1) 都市づくりの基本方針	5
① 集約型都市構造に関する方針	5
② 都市の防災及び減災に関する方針	5
③ 低炭素型都市づくりに関する方針	5
2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	6
① 主要用途の配置の方針	6
② 特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針	6
3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	8
① 交通施設の都市計画の決定の方針	8
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	10
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	11
4) 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針	12
① 基本方針	12
② 主要な緑地の配置の方針	12
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	14

# 1. 都市計画の目標

## 1) 都市づくりの基本理念

### ①千葉県の基本理念

本県では、人口減少や少子高齢化の進展、首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」という。）等の広域道路ネットワークの波及効果、防災性の向上、低炭素社会の構築、豊かな自然環境の保全等の都市を取り巻く社会経済情勢の変化や、それに伴う様々な課題に対応した都市計画の取組が必要となっている。

このような状況を踏まえ、本県の今後の都市づくりは、「人々が集まって住み、活力あるコミュニティのある街」「圏央道等の広域道路ネットワークの波及効果により活性化する街」「人々が安心して住み、災害に強い街」「豊かな自然を継承し、持続可能な街」の4つの基本的な方向を目指して進めていく。

「人々が集まって住み、活力あるコミュニティのある街」

低未利用地や既存ストック等を活用しながら、公共公益施設等の生活に必要な施設を駅周辺や地域拠点に集積させ、公共交通等によりアクセスしやすいコンパクトな集約型都市構造とし、地域コミュニティが活性化したまちづくりを目指す。

「圏央道等の広域道路ネットワークの波及効果により活性化する街」

広域道路ネットワークの整備を進めるとともに、インターチェンジ周辺等にふさわしい物流等の新たな産業集積を図り、雇用や定住の促進により、地域の活性化を目指す。

「人々が安心して住み、災害に強い街」

延焼火災を防ぎ緊急輸送路ともなる幹線道路、様々な災害に対応するための避難路や公園等のオープンスペース等の整備・確保、河川や都市下水路等の治水対策、密集市街地の解消等を進め、安全性、防災力を向上させた都市の形成を目指す。

「豊かな自然を継承し、持続可能な街」

身近な自然環境を保全・創出し、景観に配慮した良好な居住環境の形成や低炭素社会に配慮した持続可能なまちづくりを目指す。

## ②本区域の基本理念

本区域は、千葉県南東部、房総半島中央部東端に位置し、県都である千葉市までは約50km、首都東京まで約75km、東日本旅客鉄道外房線特急で約80分である。また、本区域は北にいすみ市、西に勝浦市が隣接し、東に太平洋が面している。

本区域は明治22年町村制の施行により、御宿郷の須賀村、浜村、高山田村、久保村の4村落がまとまり、その後昭和30年町村合併で布施村の一部と浪花村岩和田地区を合併して現在の区域になった。房総半島中央部から南部に広がる丘陵地が本区域の西側及び北側から迫り、本区域の約8割を占めている。その後背には谷底平野が広がり、北部にはまとまった水田が、南部の東日本旅客鉄道外房線東側の海岸部付近には市街地が形成されている。市街地の西側には、計画的な住宅団地開発（御宿台）が行われた。人口は海岸部付近の市街地及び御宿台に集中している。

本区域は、東京大都市圏の高度な人口、産業、その他の諸機能の集積を背景とし、豊かな自然や観光・レクリエーション資源を生かした新しい住宅機能、産業機能の展開地域となるとともに、大都市住民の余暇ニーズの高度化、多様化に対応した広域的リゾートレクリエーション拠点としての役割が期待されている。また、今後、地域高規格道路茂原・一宮・大原道路、鴨川・大原道路の整備の推進とあわせ、交通利便性の向上を生かした都市機能の誘導により、地域の活性化を図っていく必要がある。

これらを踏まえて、本区域の都市づくりの目標を次のとおり定める。

### ○自然と歴史に調和した浪漫あふれる魅力づくり

首都圏や千葉県の都市地域から見て本区域の自然は非常に魅力的であり、かけがえのないものである。また、長い歴史の中で慈しまれてきた物語や風土・景観等は、個性として大切にし、さらに育ててゆくことが必要で、そのことが、個性と魅力づくりにつながるものであると考える。

### ○豊かで住みよい定住環境づくり

住みよい定住環境を整備することは、「自然と歴史に調和した浪漫あふれる魅力づくり」と合致することによって生み出され、このため、教育、文化、福祉、健康、防災、コミュニティ等が充足され、高齢者、子供はもとより、全体が安心・安全・豊かな社会生活を営むことが可能なまちづくりを進める。

### ○活力と個性あふれるにぎわいづくり

「豊かで住みよい定住環境づくり」のためには、経済生活を豊かにする産業の活性化も必要であり、そのためには、従来からの産業の特徴である観光・レクリエーションに加え、それと関連する農漁業の振興や商工業の振興を合わせて行うことが必要である。

○暮らしやすい都市基盤づくり

住みよい定住環境と観光・レクリエーション産業を支えるためには、交通及び供給処理施設の整備、充実が必要である。

○人々が安心して暮らせる災害に強いまちづくり

防災・減災のため、住民一人ひとりの防災意識を高め、また、防災のための施設・設備の整備を進める。

○コンパクトなまちづくり

駅周辺や地域拠点に生活に必要な施設の集積を図り、公共交通等によりアクセスしやすいコンパクトなまちづくりを進める。

○住民参加の都市づくり

以上のようなまちづくりを進めていくには、誰にでも分かりやすい計画づくりを行うだけでなく、住民の協力と参加が必要である。

## 2) 地域毎の市街地像

本区域の市街地は、御宿駅周辺及び海岸部の既成市街地である御宿地区と、新市街地の住宅団地である御宿台地区からなる。これら市街地の連携を強化し、一体的な市街地の形成を図る。

### 【御宿地区】

御宿地区については、御宿駅周辺及び国道128号沿道の既存商業地を核として市街地が形成されており、引き続き御宿駅を中心に、居住や商業・業務等の都市機能の一層の集積を図る。居住については、戸建住宅を中心とした住宅地の形成を図るとともに、清水川や境内地などの緑を整備・保全し、良好な住環境の形成を図る。海岸部の市街地は、海のレクリエーションの拠点と位置付け、宿泊施設、商業施設の立地する景観的にも魅力ある市街地を形成し、観光客等が海に親しみやすい環境の整備・保全を図る。

### 【御宿台地区】

御宿台地区については、計画的な開発により、良好な住宅地として基盤整備が図られていることから、継続的に良好な住環境の維持を図る。

## 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### 1) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。

本区域は首都圏整備法による近郊整備地帯外に位置し、人口は近年、減少傾向にある。

今後もその傾向は継続するものと予測され、本区域における急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないと判断される。

以上のことから、本区域においては区域区分を定めないものとする。

### 3. 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 都市づくりの基本方針

##### ①集約型都市構造に関する方針

御宿駅周辺を本区域の中心拠点として、居住や商業・業務等の都市機能の集積を図る。

また、道路ネットワークやバス等の公共交通機関により、御宿台地区や周辺集落から駅周辺の中心拠点へのアクセスを確保することで、本区域としての集約型都市構造の形成を図る。

##### ②都市の防災及び減災に関する方針

地震や津波をはじめ、様々な災害における被害を軽減するため、道路や河川等の基盤整備を促進するとともに、迅速な避難に向けた体制の強化を図る。

地震発生時の火災の延焼を抑制し、迅速な避難を促すため、避難路の整備・確保や、沿道の建築物の不燃化・耐震化等を促進する。

津波の危険性が高い区域においては、津波避難場所の確保を図る。

台風や集中豪雨に対しては、土砂災害対策を講じるとともに、保水・遊水機能がある自然的な土地利用の保全を図る。

土砂災害の恐れのある区域においては、開発行為や建築物の立地等の抑制に努める。

##### ③低炭素型都市づくりに関する方針

集約型都市構造の形成促進やバス等の公共交通の利用促進を図ることによって、二酸化炭素の排出を抑制し、低炭素な都市の実現を図る。また、二酸化炭素の吸収源となる自然環境の保全や市街地内の緑化に努める。

## 2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

### ① 主要用途の配置の方針

#### a 商業・業務地

##### ア. 御宿駅前通り地区

御宿駅前通り地区は、駅から海岸に向かう沿道を商業・業務地と位置づけ、本区域の中心拠点を担う商業・業務機能及び観光サービス施設等が集積する土地利用の形成を図る。

##### イ. 国道128号沿道地区

国道128号沿道地区は、交通利便性を生かした商業・業務機能及び観光サービス施設等が立地する土地利用の形成を図る。

#### b 住宅地

##### ア. 御宿地区

御宿駅前通り地区及び国道128号沿道地区に隣接し、御宿海岸と一体の魅力的な景観を備えた住宅地であり、戸建住宅を中心とした中低層の一般住宅地の形成を図る。

また、本地区のうち岩和田・浜地区は、漁業を中心とした集落の佇まいやコミュニティが残され、民宿なども営まれており、地域性を生かした住宅地の形成を図る。

##### イ. 御宿台地区

低層戸建を中心の住宅地として計画的に基盤整備された地区であり、地区計画による居住環境の良好な住宅地を今後とも維持する。

### ② 特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

#### ア. 居住環境の改善又は維持に関する方針

御宿地区のうち岩和田・浜地区を除く地区は、戸建住宅を中心とした市街地が形成されており、高齢者や障害者に配慮した道路、公園等の生活基盤等の整備を行い、居住環境の改善を図る。

岩和田地区、浜地区は、昔からの漁業集落の佇まいやコミュニティが残された市街地であり、良好な住環境の形成等、地域らしさの保全策を推進する。

地区計画を定めた御宿台地区は、今後も良好な居住環境の維持、保全を図る。

なお、防災、衛生、景観等において課題となる空き家等については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき適正な管理を促すなどし、居住環境の改善や維持を図る。

イ. 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地内や集落地の良好な樹林地、屋敷林、境内林等は身近な自然的環境と潤いのある生活環境の形成のため貴重な緑地であり、保全・育成を図る。

御宿ダム周辺の緑地は、水源涵養林として保全を図る。

海岸部の防砂林、清水川緑道、月の沙漠記念公園など市街地周辺の緑地は、景観上、観光振興上、貴重な資源であることから景観緑地として保全を図る。

ウ. 優良な農地との健全な調和に関する方針

内陸丘陵地の農業集落地の周辺には、農業生活の場として、区画整理や農業用水、農業排水、農道等の基盤整備を図るほか、貸農園や委託栽培、あるいは観光農業等の新しい農業振興の方向を検討していることから、優良な農用地として保全する。

エ. 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

急傾斜地など土砂災害の恐れのある区域については、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定により、開発行為の制限等を図り、安全性を確保する。

オ. 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

寺社境内地の緑地や市街地周辺の緑地は市街地景観を特色づけるとともに、町民に身近な自然として親しまれてきた場でもあり、これらを保全しつつ、都市的緑地等として公園や散策路の整備を行う。また、景観面、観光面からも貴重な資源であるため、その維持・活用を図っていく必要がある。

南房総国定公園区域内の海岸部は緑地として、浦中海岸後背地は保安林として、それぞれ保存し、清水川緑道や月の沙漠記念公園、メキシコ記念公園といった周辺緑地施設との連携を図るものとする。

清水川を始めとした河川及び水源地である御宿ダム等の保全を図るとともに、水に親しむ場づくりを進め、御宿ダム周辺の緑地は、水源涵養林として保全を図るものとする。

カ. 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

駅西側地区は、既成市街地である御宿駅前通り地区と整合を図り、駅東西の将来の一体的な土地利用の可能性を検討する。

計画的な都市的土地利用の実現の際は、農林業等の土地利用と調和を図りながら自然及び周辺環境に配慮した整備を行う。

### 3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ① 交通施設の都市計画の決定の方針

##### a 基本方針

##### ア. 交通体系の整備の方針

広域道路ネットワークとして地域高規格道路鴨川・大原道路の計画・整備を推進する。

また、観光地に集中する自動車の渋滞や排気ガスなどによる環境への影響を低減するために、広域道路ネットワークを活用した高速バス路線の整備や鉄道の利用利便性の向上など公共交通ネットワークの拡充を図り、環境に配慮した交通体系の整備を図る。

また、都市計画道路の整備促進や拡充を図るとともに、国県道の整備と併せて地域の回遊性を高め、内部交流の充実を図る幹線ネットワークの実現を図る。

上記の広域的な交通体系整備の方針を踏まえ、本区域の交通体系の整備の基本方針は、以下のとおりとする。

##### ・広域交通軸の整備を踏まえた都市交通軸の強化

本区域の内陸丘陵地では、地域高規格道路鴨川・大原道路などの広域交通軸の構想があり、これらの整備の進展を踏まえ、首都圏を含む広域的な交流・連携が期待されている。

##### ・都市の利便性と一体性を高める生活軸(補助幹線道路)の体系的整備

都市内においては今後、御宿地区の既成市街地と御宿台地区と御宿駅、町役場をはじめとした各種公共公益施設との連携を高めるため、既存道路網、都市交通軸を生かした体系的道路整備により、都市拠点や都市全体の一体性を高め交通環境の向上を図る。

また、交通結節点としての御宿駅は今後の市街化の進展に対応して、ターミナル機能の充実と利便性の向上を図る必要があり、総合的なまちづくりの観点から整備が必要である。

##### ・歩行者に優しく、憩いの空間としての道づくり

様々な立場の歩行者への配慮や街並みの重要な景観要素の視点から、歩行者空間の充実や水と緑の拠点とのネットワーク化により、質の高い道づくりを促進する。また、観光拠点におけるサイクリングターミナルの整備等により、自転車で巡りやすい観光地づくりを推進する。

・公共交通環境の維持・改善

今後の市街化や高齢化の進展により、公共交通需要がさらに高まるものと予想されるため、バス交通の利便性の向上のための道路整備や東日本旅客鉄道外房線との交通結節点である御宿駅に駅前広場の整備を図る。

イ. 整備水準の目標

【道路】

都市計画道路については、現在、市街地面積に対し約0.1km/km<sup>2</sup>（平成22年度末現在）が整備済みであり、引き続き、交通体系の整備の方針に基づき、地域の実情に応じて効率的に整備を進める。

【鉄道】

通勤通学をはじめ、観光客の利用する鉄道・乗用車等の結節点として、御宿駅前広場の整備充実を図る。

【駐車場】

海のリゾートレクリエーションの拠点として駐車場需要の高い海洋地域では、公共的駐車施設が800台程度整備済みであり、今後もその維持・充実を図る。

b 主要な施設の配置の方針

ア. 道路

【主要幹線道路】

・国道128号

広域的な都市間道路、また、本区域の中心市街地を通る主要な骨格道路として配置する。

【幹線道路】

・一般県道夷隅御宿線

国道128号から内陸丘陵地及び隣接市を連絡する道路として配置する。

・一般県道勝浦布施大原線バイパス

本区域の北西側において市街地地域と内陸丘陵地を連絡する道路として配置する。

・一般県道勝浦布施大原線

本区域の北側において隣接市と連絡をする道路として配置する。

- ・一般県道上布施勝浦線  
本区域の南西側における内陸丘陵地の骨格道路であり、隣接市と連絡する道路として配置する。
- ・都市計画道路 3・4・1号 御宿停車場線  
御宿駅と広域幹線道路を連絡する駅前のシンボル道路として配置する。  
なお、御宿駅東口に駅前広場を設ける。
- ・都市計画道路 3・4・2号 ロペス通り線  
国道 1 2 8 号から海岸部の市街地を連絡する道路として配置する。

#### イ. その他

海のリゾートレクリエーションの拠点として観光客等の動向に対応した駐車場の整備・充実を図る。

## ② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### ア 基本方針

#### ア. 下水道及び河川の整備の方針

水と緑に囲まれた自然環境豊かな本区域においても、近年の生活様式及び産業構造の変化により海、河川、用水路等公共用水域の水質悪化が進行している状況であり、水質の改善と生活環境の向上が急務となっている。このような状況を踏まえ、町では各家庭の単独浄化槽・汲み取り便槽の合併浄化槽への転換補助事業をはじめ、河川の水質調査、水質保全の啓発事業などを実施しており、今後、地域の特性や住民の意向を考慮し、効率的・効果的な汚水処理を図る。

河川については農業や上水道の水源として活用されるとともに、排水路として活用されているが、洪水などの自然災害防止に重要な役割を果たしていることから、今後流下能力の向上を検討する。

#### 【下水道】

市街地における下水道の整備については、地域の特性に応じて効率的・効果的な汚水処理施設や雨水排水施設の整備を進める。

#### 【河川】

本区域には市街地を流れる二級河川清水川とその上流の普通河川清水川、準用河川上落合川、堺川、裾無川をはじめ、普通河川 5 河川の計 9 河川がある。

これらの河川は上流部では農業や上水道の水源、排水路として活用されるが、防災上の重要な役割を果たすことから、今後も災害防止の整備を促進する。

本区域の河川は市街地を通過して観光拠点である海岸にいたっていることから、ひとつの観光資源になっており、親水性や景観に配慮し潤いのある整備を図る。

#### イ. 整備水準の目標

##### 【下水道】

汚水処理施設については、「千葉県全域域汚水適正処理構想」に基づき、施設の整備を進める。

##### 【河川】

本区域の河川の整備水準は、河川ごとに定められる計画規模に基づくものとする。

#### b 主要な施設の配置の方針

##### ア. 下水道

汚水処理については、合併処理浄化槽の普及促進等を図る。

雨水排水については、既存の排水路等の施設を有効に活用しつつ、排水施設の整備を進める。

##### イ. 河川

清水川は、環境整備を図るとともに、公園機能を兼ねた遊水地等の治水施設の整備を図る。

また、準用河川については、自然型護岸及び河床の整備を図り、人が水とふれあう空間を整備する。

### ③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

#### a 基本方針

健康で文化的な都市活動と都市機能の向上、良好な生活環境の確保を図るため、人口の動向や市街化の状況に対応し、また長期的な展望に立ち、必要となるその他の施設について整備を図る。

#### b 主要な施設の配置の方針

##### ア. 火葬場

本区域の住民のニーズを重視した公園的要素を備えた火葬場及び斎場等の施設整備を広域的な視野から検討する。

#### 4) 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

##### ① 基本方針

本区域は、魅力ある海岸と豊かな緑に囲まれた自然を生かし、観光リゾートを中心に発展してきた町であり、これらの自然資源を保全し、公園整備等と併せて活用することによって、観光面、景観面、防災面、居住環境等の向上を図るものとする。なお、御宿町は平成23年度に景観行政団体へ移行しており、今後景観計画を策定し自然と調和した景観の保全を図っていく。

都市の緑の確保に当たっては、月の沙漠公園、メキシコ公園、砂山公園等の観光レクリエーションを対象とした公園の整備充実、運動場、テニスコート等のスポーツレクリエーションを対象とした公園、市街地周辺の修景を目的とした公園緑地、市街地内のコミュニティ対応の公園、海岸部の保安林等の緑地の保全等それぞれの目的に対応した海と緑に映える浪漫と歴史とリゾートのまちにふさわしい多様な公園緑地の整備・保全を図る。

市街地を取り囲む緑地や南房総国定公園は本区域のロマンチックリゾート都市としての市街地景観を特色づけるとともに、町民が身近に自然に親しむ場でもあることから、これらの保全を図るとともに、都市的緑地として公園や散策路の整備を行う。

その他の緑地は町民や来訪者が自然と親しむ緑として、また貴重な動植物の生息地として保全を図るとともに、レクリエーション道や公園等の整備を図る。

##### ・ 緑地等の確保目標水準

豊かな緑に囲まれた区域であるが、日常生活や観光で自然と緑にふれあえる環境を目指し、道路沿線の緑化の推進や、河川海岸の緑化や緑道の整備を図り、都市公園等は配置規模等に配慮した整備や既存の公園の整備拡充を図る。概ね20年後には、住民一人当たりの都市公園等の面積を20㎡以上とすることを目標とする。

##### ② 主要な緑地の配置の方針

###### a 環境保全系統

###### ア. 御宿海岸沿岸

観光リゾート地として重要である南房総国定公園の海岸線の緑地と保安林は、保全・育成を図る。

###### イ. 御宿ダム周辺地区

御宿ダム周辺の緑地は、水源涵養林として保全を図る。

###### ウ. 内陸丘陵地

里山景観を形成する内陸丘陵地の緑地の保全を図る。

エ. 市街地・集落地内及び周辺の緑地

まとまりのある樹林地、良好な屋敷林、境内林等の緑地は、市街地景観を特色づけるとともに、愛宕山、最明寺裏山、神明神社、八坂神社、浅間神社等は、鎮守の森として身近な自然として親しまれてきた場や昔からの森林でもあり、これらの維持・保全を図る。

**b レクリエーション系統**

ア. 地域全体

市街地内で、日常生活の中で身近に利用することができる公園は規模等を勘案し配置する。また、農山村部においても、必要に応じて小公園等のオープンスペースの確保を図る。

イ. 市街地地域

レクリエーション拠点として御宿台中央公園を位置づけ、周辺のメキシコ記念公園、月の沙漠記念公園等の公園施設の充実と併せ、ネットワーク化により観光客も含めた交流拠点として活用を図る。また浅間公園等を眺望性・歴史性のある公園として配置し、町営運動公園については、公園利用の増進に向けて既存施設の充実・新規機能の導入を図る。

ウ. 海岸部

町営プールであるウォーターパークについて、既存施設の充実・新規機能の導入を図り、レクリエーション拠点として整備・検討を図る。

**c 防災系統**

ア. 地域全体

水害・土砂災害防止のため、保水機能を有する森林等、土砂流出を抑える斜面緑地、遊水機能を有する農地等の保全を図る。

イ. 市街地

地震火災又は津波時における安全を確保するため、避難地として御宿台中央公園や町営運動公園等の活用を図るとともに、避難路の確保や公共公益施設等の避難所としての活用等、防災対策の充実、強化を図り、街区公園等を防災空地、地区の一次避難地として位置づけ、その整備の促進を図るものとする。

**d 景観構成系統**

ア. 地域全体

砂浜、松林の海浜景観、自然のスカイラインの保全等、市街地からの景観に配慮した周辺緑地の保全を図る。

#### イ. 市街地

本区域の表玄関となる御宿駅の周辺は、道路の緑化、沿道の歴史民族資料館・公民館等の立地する地区の緑化や沿道商店街の賑わいの景観、広場・公園等の整備等により町の顔としての景観形成を図る。

既存市街地は、御宿海岸の景観と調和した緑の多い市街地の景観形成を図る。

漁業集落地の雰囲気醸成する建築物や街並みの保全・岩和田漁港及び御宿漁港の活用による港景観の形成を図る。

御宿台での緑とリゾート的な景観の創出・緑豊かな戸建て住宅地の景観の創出と保全等による景観形成を図る。

#### ウ. 二級河川清水川等

親水化と合わせて、清水川沿川の緑化と散策道等の整備を図り、水と緑のネットワークの軸として配置する。

#### エ. 御宿海岸沿岸

月の沙漠記念館・ウォーターパーク、公園、道路、駐車場等の公的施設の緑化、砂浜、松林景観の保全等による景観形成を図る。

### e その他

#### ア. リゾートレクリエーション施設等の景観の整備

観光地としてふさわしい景観を創出するために、質の高い建築物やレクリエーション空間の創出、幹線道路や歩行者道路の沿道の緑化、公共公益施設等の誘導を図る。

## ③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

### a 公園緑地等の施設緑地

#### ア. 街区公園等

街区公園は、既成市街地内の配置規模等を配慮し、市街地内の未利用地等を活用して整備拡充に努める。また、御宿台中央公園については公園施設の充実に努める。

### b 地域制緑地

御宿ダム周辺の緑地は、水源涵養林として保全を図る。